

市川市公立保育園民営化

Q & A

令和元年 12 月

市 川 市

いつも新しい流れがある 市川



目 次

I 市川市公立保育園の民営化について	1
Q1 どうして民営化するのですか (市の財政で運営はできないのか)	1
Q2 公立と私立の違いはなんですか	1
Q3 民営化すると、何か良くなることは ありますか	2
Q4 公立園は全園民営化してしまうのですか	2
Q5 民営化は、児童福祉法に規定される 行政の責任放棄ではありませんか	2
Q6 民営化や統廃合することで、待機児童が 増えませんか？	3
II 保育内容等について	3
Q7 民営化により、教育・保育の質が低下 しませんか	3
Q8 現在公立保育園で実施している行事等は 継続されるのですか	4
Q9 民営化後も給食のアレルギー対応など、 変わらず行ってもらえますか	4
Q10 保育料が高くなったり、 新たな負担はありますか	4

Q11 入園・継続の申請手続きは どうなりますか	4
Ⅲ 事業者選定・運営状況確認について	5
Q12 移管先法人の選定は、どのような 方法で行うのですか	5
Q13 移管先法人には、株式会社などの 企業も対象となりますか	5
Q14 保育士の施設従事者数が減ったり、 若手職員が多くなりませんか	5
Q15 移管先法人が、突然運営を やめることはありませんか	6
Q16 事業者の運営状況については、 どのように確認し、指導していくのか	6
Q17 子どもたちへの影響や保護者の 不安に対し、どんな対策をとりますか	6
Ⅳ 職員の配置・体制について	6
Q18 保育士の人員配置数や、 処遇が悪化したりしませんか	7
Q19 民営化により入れ替わった市職員は どうなるのですか	7
Ⅴ その他	8
Q20 なぜ、具体的な計画公表は 4年度前なのですか	8

【市川市公立保育園の民営化について】

Q1 どうして民営化するのか（市の財政で運営はできないのか）

A 市が保有する全ての公共施設等について、総合的かつ計画的な管理に関する方針を定める「公共施設等総合管理計画」の実行計画である「公共施設個別計画（案）」において示されているように、本市の約7割の施設が築30年を経過し、今後、施設の維持・建替え・改修等に関する経費などが大きな財政負担となることが予見されており、将来にわたって多様な住民ニーズを満たしていくためには、財源の確保が必要な状況となっております。公立保育園においても民間活用の経営方針や、市内の保育園の約85%が私立保育園となっていること、園舎の老朽化が進んでいることなどを踏まえ、同計画の中で、「民間の創意工夫を活かした手法により、建替え・改修等を行っていくもの」とされています。

一方、これまでの保育園の運営経費については、保護者の皆様から徴収させていただく保育料のほか、国や県、市の負担金が財源になっており、従来、国や県の負担金は公立、私立保育園の区別なく同一の割合で負担されてきました。しかし、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し、長時間の延長保育や産休明け保育、年末保育等の様々な保育サービスが求められる状況の中、平成16年の国の三位一体改革により、公立保育園の建設費・施設運営費が国から補助される特定財源から一般財源化され、そのほとんどを市が負担せざるを得なくなりました。

このように国の補助が廃止される一方で、今後、老朽化等による改築又は改修等が必要なことから、国や県の補助（交付金）が受けられる民間の力を活用していくものです。

また、公立保育園の民営化等により確保された財源は、子育て支援の充実、待機児童対策等の保護者の皆様のニーズに応えていくために、しっかりと確保してまいります。

Q2 公立と私立の違いはなんですか

A 公立園の運営主体は「市川市」であり、私立園の運営主体は「社会福祉法人」や「株式会社」等の民間法人になります。

教育・保育内容や職員配置、施設環境に関することは、国が定めた基準や指針、市川市保育のガイドラインに基づき実施することとされているため、教育・保育内容等の根幹を成すものについては、公立も私立も変わりありません

民営化にあたって運営主体は変わりますが、遊びの内容や行事等の保育内容について、在園中の子ども達に配慮し、基本的に現在行われている保育内容を引継ぎます。

Q3 民営化すると、何か良くなることはありますか

A 民営化した保育園では、法人の創意工夫により、特色や独自性のある様々な保育サービスの実施が可能となり、その時々の子育て支援への迅速な対応が期待できるようになります。

また、Q1の回答のとおり、民営化は市の財政負担の大幅な軽減が見込まれ、確保した財源については、子育て支援の充実や待機児童解消対策等に充てていくことが可能になります。

Q4 全園を民営化してしまうのですか

A 市川市公立保育園民営化ガイドラインに示したとおり、木造園の建替え時期は築50年とされており、木造園7園につきましては、全園が築50年前後経過しており、安全性確保のため、令和5年度から8年度の間順次民営化等を進める計画となっております。

その他の鉄骨造・鉄筋コンクリート造の園につきましては、改修時期が築30年、改築時期が築60年であるため、その時期に合わせて、令和9年度以降の民営化等を検討するものです。民営化する時期における各施設の状況、地域の状況、様々な保育ニーズ、待機児童数、周辺の保育園整備状況、就園状況等を総合的に勘案して、民営化等を検討していきます。

Q5 民営化は、児童福祉法に規定される行政の責任放棄ではありませんか

A 児童福祉法第24条第1項に「市町村は、(中略)保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」と明記されており、市町村には保育の実施義務が課されています。

法の趣旨は、その地域における保育需要に十分対応するよう必要な措置を市町村に行わせるというもので、市町村はその法の趣旨に則り、公立または私立の保育園を整備するなどして児童の保育を行わなければならないとされています。つまり、民営化後も市に保育の実施責任があることに変わりありません。

その為、引継法人とは、募集時に示した要件(募集要項・仕様書等)、法人の提案事項として採用された内容、その他市川市保育のガイドラインに定められている内容等について、遵守すべき事項として協定を締結します。そして、民営化後も協定内容の確実な履行を担保するため、公立保育園の園長経験者等により、園を訪問・視察し、保育の

実施状況等をチェックし、指導・助言を行うことや、三者協議会（保護者・運営法人・市川市）の開催等により積極的に保育園の状況を把握していくことを予定しております。

Q6 民営化や統廃合することで、待機児童が増えませんか

A 民営化や統廃合を行う場合には、十分な期間をとり、就園児数、待機児童数、周辺の保育園の整備状況等を調査し、適切な定員数を確保してまいります。その為、民営化等によって待機児童が増えることはありませんが、在園している児童への影響も踏まえ、民営化等の方法は各園の保護者と説明会等により意見交換を行いながら決定してまいります。

また、民営化公表前に在園している児童につきましては、保護者説明会等でいただいたご意見を踏まえ、アンケートを実施するなどの方法を検討し、転園の希望があった場合には、不利益にならない対応を図ることなどを検討してまいります。

【保育内容等について】

Q7 民営化により、教育・保育の質が低下しませんか

A 保育の質の維持につきましては、まず、引継法人募集の要項及び仕様書等において、保育内容や職員の配置人数を公立保育園に準じることを要件とします。選考段階においても法人の実績や現に運営している保育園の保育内容等を十分に確認・評価して、法人を選定し、保育の質を確保できるようにいたします。

民営化の対象となる保育園で行われている園ごとの特色ある保育（地域交流等）についても、保護者及び近隣等の関係者のご意見を踏まえ、継続が可能なものは、仕様書等に定めて実施していきます。

また、Q5の回答のとおり、引継法人とは協定を締結するほか、市の職員が園に立ち入って行う指導監査等により、随時保育の実施状況等を確認し、民営化によって、教育・保育の質が低下することのないよう市の役割を果たしていきます。

なお、民営化後の保育内容につきましては、移管先の事業者が、保護者の皆様の意見を踏まえながら、民間事業者の柔軟な発想と素早い対応によって、より向上が図られていくものと考えております。

Q8 現在公立保育園で実施している行事等は継続されるのですか

A 現在公立保育園で行っている行事等については、基本的に民営化後も継続して実施していただくことにしています。そのため、運営事業者決定後、原則1年間の引継期間において各行事等の実施内容や実施手順等を引き継いでいただくようにしています。

ただし、将来的には事業者の考えでこれまでの行事をやめて新たな行事を実施したり、実施内容を部分的に変更したりすることはあると考えられますが、その場合には保護者の皆様の理解を得てから行うよう指導してまいります。

Q9 民営化後も給食のアレルギー対応など、変わらず行ってもらえますか

A 民営化後の給食については、公立と同等のサービスを提供することとしています。

具体的には、栄養士が作成する献立に基づき実施するとともに、食物アレルギー対応については、除去食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じて提供することができる民間法人を選定することとしています。

なお、給食については国の基準でも原則として自園での調理が義務付けられていることから、民営化後もこれまでと同様に施設内で調理されることとなります。

Q10 保育料が高くなったり、新たな負担はありますか

A 公立か私立保育園にかかわらず、認可保育園の利用者負担額（保育料）については、市が定める規則に基づき、市が決定していますので、民営化によって利用者負担額が変わることはありません(利用者負担額自体の見直しがあった場合には変更になる場合があります)。

また、一部の私立保育園においては保護者の希望により園服や体操着などを購入する場合がありますが、民営化後、教材や新たな保育サービス等により別途料金が発生する場合には、保護者と協議のうえで決定するとともに、過度な負担にならないよう運営事業者に指導してまいります。

Q11 入園・継続の申請手続きはどうなりますか

A 認可保育園の入園・継続については、公立保育園であっても私立保育園であっても市が利用調整を行い、入園・継続の決定をしていますので、これまでと同様に市に対して手続きを行っていただくこととなります。なお、民営化に伴い新たな手続きをお願いすることはありません。

【事業者選定・運営状況確認について】

Q12 移管先法人の選定は、どのような方法で行うのですか？

A 移管先法人の選定にあたっては、より優良で意欲のある法人を幅広く募るため、原則公募とします。

審査については、専門的な知識を有する学識者や保護者の代表からなる選定委員会を設置し、提出された事業計画書や財務関係書類等に基づき、応募事業者に対してヒアリングを実施するほか、各事業者が運営する施設の実地調査、経営状況調査等を行い、総合的に評価して決定することとしています。

市川市の考える保育や、現状の保育水準を維持することが出来る法人を選考してまいりますが、詳細については、保護者の皆様の意見を伺いながら決定してまいります。

Q13 移管先法人には、株式会社などの企業も対象となりますか

A これまでの公立保育園の民営化（指定管理者制度の導入）において、運営主体は社会福祉法人としてきたことから、原則として社会福祉法人の中から引継法人を選定するものとします。

ただし、保育園の運営主体に関しては、平成12年に国の規制が緩和され、それまで地方公共団体や社会福祉法人に限定されていたものが、株式会社や学校法人、NPO等にも認められたことから、保護者の要望や保護者との十分な協議の中で、これらも運営主体とすることができるようにいたします。

Q14 保育士等の施設従事者数が減ったり、若手職員が多くなりませんか

A 認可保育所や認定こども園の職員配置基準については、公立・私立に関わらず、国が定める基準等により、子どもの人数に応じて必要な保育士の人数が定められていますので、民営化後も公立園と同じ基準に基づき、職員が配置されます。このため民営化しても必要な職員が減るということはありません。

また、保育内容の継承には、職員の経験年数も重要な要素の一つと考えています。経験の浅い職員のみでもベテラン職員のみでもなく、それぞれの役割が発揮できるよう、バランスよく配置することが大切であるため、運営事業者の選定にあたっては、保育士の経験年数などを配慮した職員配置を評価に入れてまいります。

Q15 移管先法人が、突然運営をやめることはありませんか

A 引継法人は、原則として経営が安定し、実績がある社会福祉法人の中から選定するものとしており、選定に際しては、事業主体としての継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育内容を継続・向上できるかを審査いたします。

評価基準におきましても、専門的な知識を有する学識者や保護者の意見を踏まえて決定するため、経営不振や事業の継続が見込めない事業者は選定されないと考えています。

また、他の私立保育所と同様に年1回の県の指導監査があり、施設、職員配置、会計経理等、運営全般について監査し、必要な助言指導を県と連携して行っています。万一、経営不振等により閉園等の危険性が生じた場合は、在園児に影響がないよう、市が速やかに保育を維持できるように対応してまいります。

Q16 事業者の運営状況については、どのように確認し、指導していくのですか

A Q15でもお答えしているように、市川市では私立保育園も含めて、市の職員が定期的に指導監査や巡回支援を行って運営状況や保育内容等の確認を行い、移管条件や市の基準が遵守されていない場合や保育内容に問題がある場合は、改善計画および改善報告の提出を求めます。さらに、保護者から通報があった場合など、保育内容等についての問題が発生したときは、園長等から事実確認をした上で必要に応じて改善を求めています。

Q17 子どもたちへの影響や保護者の不安に対し、どのような対策を考えていますか

A 運営主体が移管先法人に変わることに伴い、子どもへの影響がでないよう、現行の教育・保育内容を継続的なものとするを原則とした引継ぎを行います。

基本的には、民営化の1年前から園長及び主任保育士へ、子どもたちの状況や保育の内容について「引継ぎ保育」をはじめ、少なくとも3ヶ月前から、対象園の公立保育園保育士及び新園に着任予定の保育士による「合同保育」を行います。引継ぎ保育、合同保育においては、個々の子どもの性質・体質や健康状態等も丁寧に引き継いでいきます。

また、引継ぎ保育、合同保育の実施期間については、子どもへの影響を軽減するため、保護者や保育士の意見等を踏まえ、園ごとの状況に合わせ設定してまいります。

一方、保護者の皆様の不安に対しましては、保護者説明会に加え、保護者と事業者、市による三者協議会を開催するなどし、直接意見を伺う機会を設けることで不安の解消を図ってまいります。

【職員の配置・体制について】

Q18 保育士の人員配置数や、処遇が悪化したりしませんか

A 基本的に、民営化するときの保育士の配置は、民営化後の私立保育園の定員数等に合わせ、公立保育園と同じ基準で配置しますので、保育士の負担が変わることがないようにいたします。

また、法人の選定にあたっては、保育士の労働条件に関する給与規程、人件費比率、休暇・時間外勤務等に関するワークライフバランスへの取り組みなどについても基準を設定し、安定した保育園運営を行うことが出来る法人を選定してまいります。

なお、本市においては、民間保育施設に対し、保育士の労働環境・保育環境改善のための補助や、公立保育園の保育士と同等の給与水準を実現するための手当等、保育士が働きやすく、長く勤めていただくための様々な補助を行っております。

Q19 民営化により入れ替わった市職員はどうなるのですか

A 市の正規職員である保育士等は、人事異動により他の公立保育園へ異動することになります。

また、非常勤職員やパート職員については、本人の意向を踏まえたうえで、引継法人の方針やその時点の公立保育園の人員等の状況により、他の公立保育園に配置することや、民営化後の園に採用されることなどが考えられます。

給与面としては、公立保育園に残る場合は、特に変更はありません。引継法人を含む民間の保育園に移る場合は、新たな雇用先の規定に基づく給与を受けることになります。

【その他】

Q20 なぜ、具体的な計画公表は4年度前なのか

A 市川市公立保育園民営化ガイドラインにおいて示したとおり、「民営化までの基本的なスケジュール」として、民営化等の具体案が整い次第、保護者の皆様へ公表させていただき、説明会等を通して保護者の皆様と意見交換をしております。その後、1年間をかけて引継法人選定のための募集要項、仕様書等を定める協議を行い、次年度にはQ12でお答えしたとおり、応募事業者に対するヒアリング、運営する施設の実地調査、経営状況調査等の審査を行い、引継法人を決定します。そこから1年間の引継期間を経て、私立保育園として運営を始めるため、4年度前までの公表を原則としています。

早期に民営化計画が整った園については、速やかな公表に努めてまいります。なお、早期の公表を目指すため、具体的な計画公表は、民営化する年度、民営化する手法について、具体化できたものから情報提供しております。